

佐賀県規則第 17 号

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則の一部を改正する規則

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則（平成 5 年佐賀県規則第 21 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号。以下「法」という。）第 28 条の 4 第 3 項第 5 号イ、第 31 条の 2 第 2 項第 14 号ハ、第 62 条の 3 第 4 項第 14 号ハ、<u>第 63 条第 3 項第 5 号イ及び第 68 条の 69 第 3 項第 5 号イ</u>の規定に基づく認定事務に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(認定申請の手続)</p> <p>第 2 条 法第 28 条の 4 第 3 項第 5 号イ、第 31 条の 2 第 2 項第 14 号ハ、第 62 条の 3 第 4 項第 14 号ハ、<u>第 63 条第 3 項第 5 号イ又は第 68 条の 69 第 3 項第 5 号イ</u>の規定に基づく認定（以下「認定」という。）を受けようとする者は、宅地の造成に着手する前に様式第 1 号の優良宅地認定申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 認定を受けようとする者が、土地区画整理組合との契約に基づき土地区画整理組合に代わって土地区画整理事業の施行に関する事業を行う者であるときは、租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）<u>第 13 条の 3 第 7 項第 2 号ロ及び第 21 条の 19 第 8 項第 2 号ロ</u>の規定に基づく認定を受けたことを証する書類</p> <p>(7) 略</p> <p>3～7 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号。以下「法」という。）第 28 条の 4 第 3 項第 5 号イ、第 31 条の 2 第 2 項第 14 号ハ、第 62 条の 3 第 4 項第 14 号ハ<u>及び第 63 条第 3 項第 5 号イ</u>の規定に基づく認定事務に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(認定申請の手続)</p> <p>第 2 条 法第 28 条の 4 第 3 項第 5 号イ、第 31 条の 2 第 2 項第 14 号ハ、第 62 条の 3 第 4 項第 14 号ハ<u>又は第 63 条第 3 項第 5 号イ</u>の規定に基づく認定（以下「認定」という。）を受けようとする者は、宅地の造成に着手する前に様式第 1 号の優良宅地認定申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 認定を受けようとする者が、土地区画整理組合との契約に基づき土地区画整理組合に代わって土地区画整理事業の施行に関する事業を行う者であるときは、租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）<u>第 13 条の 3 第 8 項第 2 号ロ及び第 21 条の 19 第 9 項第 2 号ロ</u>の規定に基づく認定を受けたことを証する書類</p> <p>(7) 略</p> <p>3～7 略</p>

改正前	改正後
<p>(土地区画整理事業による宅地の造成に関する特例)</p> <p>第9条 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)の規定による土地区画整理事業が完了した後、換地処分により取得した宅地について、認定(法第28条の4第3項第5号イ、<u>第63条第3項第5号イ又は第68条の69第3項第5号イ</u>の規定に基づくものに限る。以下同じ。)を受けようとする者は、<u>同法</u>第103条第4項の規定による換地処分の公告後、様式第7号の申請書を知事に提出するものとする。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(土地区画整理事業による宅地の造成に関する特例)</p> <p>第9条 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)の規定による土地区画整理事業が完了した後、換地処分により取得した宅地について、認定(法第28条の4第3項第5号イ<u>又は第63条第3項第5号イ</u>の規定に基づくものに限る。以下同じ。)を受けようとする者は、<u>土地区画整理法</u>第103条第4項の規定による換地処分の公告後、様式第7号の申請書を知事に提出するものとする。</p> <p>2・3 略</p>

様式第1号、様式第2号及び様式第3号中

「第28条の4第3項第5号イ並びに第31条の2第2項第14号ハ及び第62条の3第4項第14号ハ
第63条第3項第5号イ並びに第31条の2第2項第14号ハ及び第62条の3第4項第14号ハ
第68条の69第3項第5号イ並びに第31条の2第2項第14号ハ及び第62条の3第4項第14号ハ」

を「第28条の4第3項第5号イ並びに第31条の2第2項第14号ハ及び第62条の3第4項第14号ハ
第63条第3項第5号イ並びに第31条の2第2項第14号ハ及び第62条の3第4項第14号ハ」に改める。

様式第7号及び様式第8号中「第28条の4第3項第5号イ
第63条第3項第5号イ
第68条の69第3項第5号イ」を「第28条の4第3項第5号イ
第63条第3項第5号イ」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。